



彼岸花

税理士法人 越智会計事務所

越智会計ニュース

編集 発行人
代表社員・税理士

越智 通秀

松山本社 〒790-0003
松山市三番町4-8-5
(第7越智会計ビル)
TEL 089(946)2000代
今治支店 〒794-0043
今治市南宝来町1-4-13
(第8越智会計ビル)
TEL 0898(32)2243代
東京支店 〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-21-6
TEL 03(3470)0493代

9月

(長月) SEPTEMBER

21日・敬老の日
22日・国民の休日
23日・秋分の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

9月の税務と労務

国 税／8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税／7月決算法人の確定申告(法

人税・消費税等) 9月30日

国 税／1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税／10月、1月、4月決算法人

の消費税等の中間申告(年

3回の場合) 9月30日



ワンポイント インボイス～10月1日前後の取引にご注意

免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の控除可能割合が、今年10月1日以降は仕入税額相当額の7割(従来は8割)となるため、10月1日前後の取引は課税仕入れの時期にご注意ください。課税仕入れの時期は原則として、商品の仕入れは引渡日ですが、役務提供を受けた場合は約した役務の全部が完了した日です。

個人事業者の 税務調査対策 ～家事関連費～

個人事業者の自宅兼事務所や自家用車については、固定資産税や水道光熱費、ガソリン代などのうち、事業に関連する部分の支出は必要経費に算入することができますが、後日の税務調査でこれらの支出を「家事関連費」と認定され、必要経費算入を否認される例も少なくありません。

本号では必要経費算入のための家事按分の基準や、税務調査で指摘されやすいポイントをみていきます。

1 家事関連費とは？

事業所得、不動産所得及び雑所得の金額を計算する上では、「総収入金額に対応する売上原価その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額」と、「その年に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額」を必要経費として差し引くことができます。

支出した金額のうち、家事上の費用は必要経費になりませんが、個人事業者の業務においては、一つの支出が家事上と業務上の両方にかかわりがある費用となるものがあります。これが「家事関連費」です。

2 必要経費算入の要件

家事関連費のうち必要経費に算入することができる費用は、次の要件を満たしたものとされています。

① 支出の主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができること

② 青色申告者の場合、①のほか、取引の記録等に基づいて、業務の遂行上直接必要であったことを明らかにできること

①の「主たる部分」とは、業務の内容、経費の内容、家族や使用人の構成、店舗併用の家屋その他の資産の利用状況等を総合勘案して判定します。

また、②の「業務の遂行上直接必要」であるかどうかは、その支出する金額のうち、当該業務の遂行上、必要な部分が50%を超えるかどうかにより判定します。ただし、必要な部分の金額が50%以下であっても、その必要である部分を明確に区分することができる場合は、当該必要である部分に相当する金額を必要経費に算入することができます。

3 按分基準

特に家事按分が必要となるのは、「住宅関係費」、「水道光熱費」、「通信費」、「車両関係費」です。

これらの費用のうち、プライベートの部分と業務部分を実額

で区分できるものは実額で按分しますが、区分が難しい場合は、一般的に、業務で使用している「面積」や「日数・時間」などを基準に按分計算しています。

なお、按分計算は費用の内容に応じて支払いの都度又は毎月末・年末のいずれに行っても差し支えありません。

4 按分計算例

ここまでの要件と按分基準を踏まえ、一般的に行われている按分計算の方法と、その計算例（表）をみていきます。

なお、表の仕訳例では、費用の全額をいったん必要経費として計上したうえで、家事関連部分を「事業主貸」に振り替えています。「事業主貸」とは、事業のお金を事業主個人が使用したことを示す勘定科目です。このように仕訳処理することで、最終的に必要経費に算入するのは、業務に対応する部分のみとなります。

(1) 住宅関係費

自宅が賃借物件の場合、支払っている家賃・管理費・共益

費が按分対象の費用です。一方、自宅が自己所有物件の場合、建物の減価償却費・固定資産税・火災保険料・住宅ローンの支払利息が按分対象となります。

住宅関係費は使用面積・使用日数又は使用時間の割合で按分計算します。【按分計算例1】

(2) 水道光熱費

電気代、水道代、ガス代が按分対象の費用です。

水道光熱費は使用面積・使用時間又は使用日数の割合で按分計算します。【按分計算例2】

(3) 通信費

固定電話や携帯電話料金、インターネット使用料が按分対象の費用です。

これらは通話明細などにより使用料を実額把握して按分計算することが可能ですが、業務の使用時間や日数の割合により按分計算することも認められています。【按分計算例3】

(4) 車両関係費

車両の減価償却費、ガソリン代、駐車場料金、自動車税等、車両保険、車検費用などが按分対象の費用です。

車両関係費は使用日数・使用

時間・走行距離などの割合で按分計算します。【按分計算例4】

5 按分のポイント

(1) 按分の基準が合理的であること

具体的な按分割合を定めた法令の規定はありません。事業の実態に応じて、合理的に設定された按分基準であれば適用が認められます。逆に、明確な根拠がなく曖昧に割合を定めて按分している場合は、税務調査で否認されるリスクが高まります。

(2) 証拠書類によって按分の根拠を説明できること

なぜその按分割合にしたのか、証拠資料に基づいて説明できることも重要です。具体的には、支払金額を明らかにする領収書や請求書のほか、「建物の平面図など事業使用部分を明らかにする資料」「業務日誌など作業時間を明らかにする資料」「電話の通信明細や車両の走行記録など使用実態を明らかにする資料」です。証拠書類の裏付けがない場合は、税務調査で否認される恐れがあります。

(3) 毎年継続して適用すること

いったん適用した按分基準は毎年継続して適用することが重要です。事業実態に変わりがなければ、安易に変えず、按分基準を安易に変更することは、課税所得金額や納税額を恣意的に調整しているとして税務調査で否認される恐れがあります。

6 まとめ

個人事業者の税務調査では、家事関連費は確実にチェックされる項目です。これを前提に按分基準を定め、資料を日頃から整備する必要があります。

【参考資料】
国税庁HP
「家事関連費」



【表】按分計算例

対象費用	按分基準	計 算 例	仕 訳 例
1 租税公課	使用面積	・年間建物固定資産税100,000円、建物面積100㎡ ⇒うち30㎡を業務に使用している場合 $100,000円 \times 30㎡ / 100㎡ = 30,000円$	租税公課100,000円／現預金100,000円(按分前) ↓(100,000円－30,000円の残額が家事関連費) 事業主貸70,000円／租税公課70,000円(按分後)
2 水道光熱費	使用日数	・月額電気代50,000円 ⇒週3日・月15日業務に使用している場合 $50,000円 \times 15日 / 30日 = 25,000円$	水道光熱費50,000円／現預金50,000円(按分前) ↓(50,000円－25,000円の残額が家事関連費) 事業主貸25,000円／水道光熱費25,000円(按分後)
3 通信費	使用時間	・月額インターネット使用料15,000円 ⇒1日8時間・週40時間・月200時間業務に使用している場合 $15,000円 \times 200時間 / (24時間 \times 30日) \approx 4,000円$	通信費15,000円／現預金15,000円(按分前) ↓(15,000円－4,000円の残額が家事関連費) 事業主貸11,000円／通信費11,000円(按分後)
4 車両関係費	走行距離	・月間走行距離2000km、月額ガソリン代23,000円 ⇒月1500km業務に使用している場合 $23,000円 \times 1500km / 2000km \approx 17,000円$	車両関係費23,000円／現預金23,000円 ↓(23,000円－17,000円の残額が家事関連費) 事業主貸6,000円／車両関係費6,000円

税金クイズ

幕末の1858年に、横浜・函館・長崎・新潟・神戸の5港を貿易港とするアメリカの総領事ハリスと調印した条約は、次のうちどれでしょうか？

- ① 南京条約
- ② 日米和親条約
- ③ 日米修好通商条約

【解説】

1856年7月、下田に駐在するため初代アメリカ総領事として来日したハリスは、日本との貿易ができるよう「通商条約」の締結を幕府に求めました。孝明天皇からは条約調印の許可が得られないまま、1858年6月、大老井伊直弼は「日米修好通商条約」全14条を締結します。条約の調印は神奈川沖に停泊するポーハタン号の上で行いました。ポーハタン号は、条約の批准書を交換する

ため、1860年1月、アメリカに向けて横浜を出発。勝海舟らが乗る咸臨丸(かんりんまる)も共にアメリカに向かったのです。

幕府は、アメリカに続いて、オランダ・ロシア・イギリス・フランスとも同様の条約を結び、これを安政の五か国条約といいます。いずれも、関税自主権(輸入品の税を決めること)を欠き、治外法権(日本で罪を犯した外国人を裁くことができない)を認める不平等な条約で、後に明治政府が力を入れて欧米諸国と交渉を行うことになる条約改正の課題となりました。

南京条約は1842年、アヘン戦争の終結のためイギリスと清(中国)が結んだ条約で、香港の譲り渡しや5港の開港など清には不利なものでした。また、日米和親条約は1853年、浦賀沖へのペリーの黒船来航によって結ばれ、その翌年、下田と函館の港にアメリカ船が立ち寄ることが認められました。

—— 正解は、③日米修好通商条約でした。
(出典：国税庁ホームページ)

KEY WORD

災害により帳簿等を消失したらどうする？

ここ数年、台風や大雨等による災害が各地で発生しています。災害により、帳簿書類を消失することもあるかもしれません。この場合、申告書の作成はどうしたらよいのでしょうか。もちろん、申告しなくてよいということにはなりません。

所得税法では、事業所得の金額は、その年中の総収入金額から必要経費を差し引いて算出します。これは帳簿書類に基づいた計算です。しかし、台風、大雨等の災害により帳簿書類が消失してしまった場合は、例えば、取引先取引内容を照会して帳簿書類を復元するなど可能な範囲で合理的な方法により申告書を作成することになります。過去に提出した申告書等の内容を確認する必要がある場合は、e-Taxを利用して申告書のPDFファイルをダウンロードしたり、税務署の窓口で「申告書等閲覧サービス」を利用したりすることが可能です。

相続税 返済が免除される住宅ローン

Aさんは、夫の死亡に伴い、夫の財産である自宅の土地・建物を相続しました。これは10年前に購入したもので、住宅ローンの残高は、相続開始日現在で1千万円でした。なお、この住宅ローンの残高は団体信用生命保険契約により、後日、返済が免除されています。しかし、相続開始日現在では住宅ローンの

残高があったことから、これを相続財産から差し引く債務控除の対象と考える方もおられますが、どうでしょうか？

団体信用生命保険契約に基づき返済が免除される住宅ローンは、被相続人の死亡により支払われる保険金によって補てんされるのが確定なものです。したがって、相続人が支払う必要のない債務ですので、相続税の課税価格の計算上、債務として差し引くことはできません。